

ヘルプカードの配付がはじまります

外見からわからなくても、援助や配慮を必要としていることを周囲に知らせる「ヘルプカード」の配付が始まります。



ヘルプカードって何？（どんな人が持っているの？）

ヘルプカードとは、義足や人工関節を使用している人、内部障がいや難病の人、発達障がいの人など、外見からわからなくても援助や配慮を必要としている人が、周囲に配慮を必要としていることを知らせることで、援助を得やすくするためのカードです。

ヘルプカードを持っている人を見かけたら…

ヘルプカードを持った人が困っている様子を見かけたら、まずは、お手伝いができるか声をかけてください。また、電車やバス内では席をゆずるなど、思いやりある行動をしましょう。

カードの裏面には支援してほしい内容が書かれています

配付方法は？

県庁障がい者支援課、役場本庁健康福祉課、総合支所住民課で配付します。
また、熊本県のホームページからダウンロードできます。

問い合わせ先 本庁 健康福祉課 障がい福祉係 ☎0968・86・5724



民生委員・児童委員の交代のお知らせ

氏名	担当地区
さかき びょういち 坂木 良一	長小田、上久井原、下久井原

広報なごみ1月号に掲載している民生委員、児童委員の交代です。



問い合わせ先 本庁 健康福祉課 福祉係 ☎0968・86・5724

「平和の礎」追加刻銘等について

国籍を問わず、沖縄戦で亡くなったすべての人々を対象に、沖縄県に於いて刻銘された人・刻銘をされていない人について、ご遺族からの申し出等により、新たな追加刻銘者・修正者及び削除の受付をいたします。（条件がありますのでお問い合わせください。）

受付締め切り 12月12日（火）まで

問い合わせ先 本庁 健康福祉課 福祉係 ☎0968・86・5724

保育所の入所申込・現況届の受付を行います

平成30年度に保育所を利用するためには、入所申込及び現況届が必要です。

●受付期間、場所について

期 日	時 間	場 所
11月1日（水）～14日（火）	午前8時30分～午後5時15分	本庁 健康福祉課 総合支所 住民課
11月15日（水）～16日（木）	午前8時30分～午後7時	

●申込みについて

	提出書類	書類配布方法
新 規	・施設型給付金・地域型保育給付費等支給認定申請書 ・保育所等入所申込書兼児童台帳 ・保育が必要と分かる書類（就労証明等）	本庁 健康福祉課 総合支所 住民課 町内各保育園で配布
継 続	・現況届兼施設利用申込書 ・保育所等入所申込書兼児童台帳 ・保育が必要と分かる書類（就労証明等）	通っている 保育園で配布

●生後3カ月～5歳の児童の保育所への入所について

児童の保護者が次のいずれかに該当し、保育が必要と認められる児童であって、かつ、同居の親族その他の者（65歳以上を除く。）も保育できないと認められる場合です。

- ① 家庭内外で日常生活以外の仕事をしている。
- ② 妊娠中または出産後間がない。（出産前2ヶ月、出産月、出産後3ヶ月の計6ヶ月）
- ③ 疾病または負傷している。
- ④ 精神または身体に障害がある。
- ⑤ 長期にわたり同居の親族を常時看護（介護）している。
- ⑥ 震災、風水害、火災その他の災害の復旧中、求職中（3ヵ月）
- ⑦ その他、入所が必要と認められる場合

●町内の保育所

施設種別	保育所名	公立／私立	定員	住 所	電話番号
保育所	神尾保育園	公立	60	和水町津田1436-1	☎0968・34・2636
	きくすい保育園	私立	150	和水町前原285-1	☎0968・86・5655
	あおば保育園	私立	60	和水町板楠2442	☎0968・34・2009
	春富保育園	私立	50	和水町東吉地767	☎0968・34・2074

●その他

※申し込みが定員を超えた場合には、選考により保育の必要度が高い児童の順に入所を決定しますので、ご希望どおり入所できない場合があります。

※町外の保育所へ入所を希望する人は、お早めにお申し込みください。

●認定こども園について（3歳～5歳）

町内の認定こども園への入園については、直接お問い合わせください。

施設種別	保育所名	公立／私立	定員	住 所	電話番号
認定こども園	菊水ひまわり幼稚園	私立	80	和水町前原285-1	☎0968・86・5655

問い合わせ先 本庁 健康福祉課 子ども家庭係 ☎0968・86・5724